

意見検討結果一覧表

（案名：第3次岩手県動物愛護管理推進計画（素案）について）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	動物を飼っている人もそうでない人も、お互いの立場に配慮し、考え、行動することが必要になると考える。	御意見ありがとうございます。	C
2	人と動物が共生する社会とは、①飼い主が動物を飼う前に動物を飼うことをよく学び、動物を迎える前にどこから何をいつ迎えるか、誰が世話をするのか、なぜ迎えるのかを考え適正に飼養し、と具体的に書いた方がよいと思う。	計画の基本目標としての読みやすさも考慮し、原案通りとさせていただきますが、貴重な御意見として、施策4の適正飼養の普及啓発を推進する上で参考とさせていただきます。	C
3	条文を読んでから対象動物が何か分かることから具体的に対象動物を明記すれば理解しやすい。	対象動物は脚注に記載しているところですが、御意見として今後の参考とさせていただきます。	C
4	学校と連携して動物愛護に関する命の授業を積極的に導入してほしい。子供達に犬・猫の正しい飼育の仕方、接し方を学ぶ機会がほしい。子供達に動物の命の大切さ、ふれあいの大切さを知ること学んでほしい。各保健所、愛護団体、犬のインストラクターなどを講師に出前授業をお願いしたい。	動物愛護の普及啓発活動は、施策1に記載しておりますが、貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
5	動物愛護の普及啓発が定型的な活動に留まらないよう定期的に（例：4か月に1回）広報に犬や猫の飼い方についてコラムのように載せてはどうか。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
6	令和元年度の「動物愛護シンポジウム」はとても良く、効果もあったと思われる。コロナの影響もあるが、落ち着いたら開催の方向で動いてほしい。	御意見ありがとうございます。	C

7	動物愛護フェスティバルの参加者は動物の飼い主が中心であり、参加者が限定されるとあるが、飼い主でもわからないことが沢山あるので、写真パネルや、しつけ方教室の開催、パンフレットなど分かりやすい表示で、子供でも参加しやすい工夫が必要に思う。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
8	今後の政策に「県民に畜産動物、実験動物、繁殖動物等の現状や課題を県民に広く周知啓発する」「県民が動物を迎える際の選択肢を広げるため、そして県内の不幸な動物を減らすため、保護動物を家族に迎える選択肢を広く周知啓発する」を追加すべき	実験動物及び産業動物における適正な取扱いの推進は施策5、繁殖動物の適正な飼養は施策8、保護動物の譲渡は施策6において、それぞれ記載しております。	C
9	県は県民に対し、犠牲動物の存在や真実や現状課題を普及啓発すべき。		
10	ペット及び畜産動物の両方の普及啓発をしてほしい。		
11	普及啓発において、駅や施設、役所のような人が集まる所にポスターを設置したり、新聞折込やCMのように多くの人が目にするよう取り組むべき。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
12	動物愛護の対象が、愛玩動物だけを対象としているのか、犠牲動物（繁殖動物、産業動物、実験動物、展示動物）や外猫への愛護も含まれているのか明記が必要である。	動物愛護の対象については、計画の趣旨の注釈1に記載しております。	C
13	動物を飼いたいと思っている県民に対し様々な助言ができる取り組みをすべき。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
14	動物愛護週間や動物愛護フェスティバル等の愛護行事のみの普及啓発に留まらず年間を通し命の大切さを広める活動をすべき。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
15	犠牲動物がアニマルウェルフェアの思想に基づいた環境で飼育されるよう普及啓発と指導強化をお願いします。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C

16	動物の殺傷等に対する罰則の引上げ、獣医師による虐待等の通報義務化について、広く周知する必要があると考える。	動物の殺傷等に対する罰則の引上げ等は、施策2に従い周知を図っておりますが、御意見を踏まえ、今後取り組みを進めていきます。	C
17	どのような行為が動物の虐待にあたるのか、ガイドラインを多くの方に知ってもらう機会が必要である。		
18	ネグレクトも虐待だと県民に周知させるのと、保健所の人達もわかってない人がいるから関係者は勉強してほしい。		
19	ペットを飼っている独居の高齢者等について、色々なケースに対応するネットワーク作りが必要である。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
20	終生飼養、繁殖制限の普及について、獣医師が飼い主へ正しい知識、情報を啓蒙するよう指導してほしい。	終生飼養、繁殖制限の普及について、現時点で啓蒙活動を行ってくださる開業獣医師の先生方がいらっしゃいますが、御意見を踏まえ、今後取り組みの継続及び拡大を図っていきます。	C
21	飼い主不明の犬又は猫の引取りについて、地域の実情に合わせた対策や対応を行うとあるが、地域によってどのように対応が異なるのか。明確な基準を示してほしい。	飼い主不明の犬猫の引取りは、動物愛護管理法第35条第3項に基づき実施しておりますが、周辺的生活環境が損なわれる事態が生じる恐れの有無や、当該地域において地域猫活動等が可能な状況であるか否か等、個別事案毎に対応しているところであり、一律に基準を明示することは困難です。	C
22	県には野良猫問題に目を向け命を救う取り組みをして貰いたいです。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
23	盛岡市では、地域猫活動が活発に行われている地域があるが、これを他の地域に広める為の計画は無いのですか。	計画としての取り組みについては、TNTA活動を推進している地域もあり、随時取り組みを進めています。	C
24	開業獣医師や動物取扱業者等と連携協力のもと、飼い主の責務である終生飼養及び不妊去勢手術等の繁殖制限措置について普及啓発を行うとあるが、これは外飼い猫や野良猫にも適応されますか。これはどのように普及啓発をするのでしょうか。	外飼い猫や野良猫の場合も実施します。苦情対応時等において、飼い主に対し普及啓発を行います。	F

25	飼い主のいない猫を増やさないための対策として、地域猫活動を行う地域については、そのための計画づくりに対する助言を行う等、市町村や関係団体等との連携協力のもと、地域の取組を支援するとあるが、この支援とは、お金の支援はないのですか。地域猫活動をまだ初めていない地域にはどのように助言を行うのですか。地域猫活動をしている地域への助言とは例えば何ですか。	支援とは、お金ではなく、地域猫活動を行ったことのない地域に対し、計画づくりに対する助言等を行うものです。	F
26	犬の登録、狂犬病予防注射に係る法令順守が望まれる。	施策3に記載のとおり、取り組みを進めていきます。	C
27	ペットショップやブリーダーなどでの販売時に登録を義務付けられないか検討すべき。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
28	マイクロチップの普及について、動物病院でのワクチン接種と合わせて装着すると割引が受けられるなど検討が必要と考える。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
29	マイクロチップの普及活動を今後より一層進めてほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
30	狂犬病予防注射について、注射未接種の飼い主にアプローチをすべき。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
31	多頭飼育問題において、福祉部局等との連携によりもたらされた情報に対し、迅速に対応することが必要と考える。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
32	「犬による咬傷事故」の事項中、「係留中の犬による…」を「係留中（室内飼養犬を含む）による…」としては如何か。	御意見を踏まえ、御指摘のとおり追記いたします。	B
33	咬傷事故について、なぜ犬や猫がかんでしまうのか環境や原因を飼い主が理解していないと、人間側も学んでいく必要がある。飼い主の学ぶ機会が少ないことが大きな課題です	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
34	多頭飼育や餌付けをする人を地域と敵対する人たちという認識ではなく、地域共生社会の推進という視点から、多様な主体による柔軟で戦略的な解決策の推進が必要であると考える。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C

35	野良猫に餌やりをする人や外飼猫への飼い主に避妊去勢手術をさせるように指導してほしい。	動物の所有者への指導については、施策2に記載しておりますが、御意見を踏まえ、引き続き取り組んでいきます。	C
36	「飼い主の信頼の厚い開業獣医師」との連携とはどのようなケースを想定しているか。	飼い主のかかりつけ獣医師との連携を想定しています。	F
37	アニマルウェルフェアの周知について、パンフレット、県のホームページ、動物愛護週間などを積極的に活用して、県民に分かりやすく発信してほしい。また、県の広報にもアニマルウェルフェアの考え方をぜひ簡単に載せてほしい。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
38	酪農家において、牛にも外を歩かせる時間を設けるべき。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
39	実験動物、産業動物において、心身ともに痛みだけを与えるような非人道的な扱いはやめるほしい。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
40	実験動物及び産業動物の取り扱いの推進のところはアニマルウェルフェアの世界基準にしてほしい。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
41	現状の、アニマルウェルフェア観点からの指導の例を示してほしい。	御意見ありがとうございます。施策5に記載しているとおり、県内のと畜場において指導を行っております。	C
42	5つの自由のために現状どのような指導を行っているのかが私達にもわかるようにして頂きたい。		
43	実験動物、産業動物、繁殖動物が皆アニマルウェルフェアに則った飼育方法へと変わるよう厳しい検査と指導をお願いしたい。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C

44	<p>実験動物、産業動物へのアニマルウェルフェアの観点からの指導に賛成します。人目につかない動物達は命を軽視されやすいかと思いますので唯一立ち入る事が出来る保健所が厳しい対応や指導を行うことで動物らしい飼育をされる事を期待します。</p> <p>アニマルウェルフェアの5つの自由に基づき、寒暖対策の無い飼育小屋や、長時間繋いだままの飼育方法の早急な改善を求めます。</p> <p>最近では鶏の過密な飼育環境がよく話題に上がりますが県内にそのような施設があった場合は引き続きアニマルウェルフェアに基づき指導の強化をお願いします。</p> <p>計画にはありませんでしたが動物取扱業と同じく年1回以上の立入り検査をお願いします。</p>	<p>貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p>	C
45	<p>愛護管理推進計画は、”環境省の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に基づいて策定されるものなので、この基本的な指針にある実験動物と産業動物について書かれていることについては、県の愛護管理推進計画にも盛り込む必要があると考えます。</p>	<p>貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p>	C
46	<p>産業動物と実験動物の福祉は日本は諸外国に比べて遅れているにもかかわらず、そのことについて一切触れていないのはおかしい。</p>	<p>貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p>	C
47	<p>「県内には、人道的な動物の取扱いに関し、先進的な米国の基準に従っている、と畜場もあります。」とあるが、EUの基準は世界のなかで先進的と言えるが、米国の基準は先進的とは言えないのではないか。</p>	<p>貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。</p>	C

48	県内の問題のある畜場、実験動物を扱う機関の実態・現状について一切触れず、少し先進的な畜場のわずかな例外だけ記すのは違和感がある。問題点をきちんと示し、行政、関係者、県民が共有することが、改善の第一歩である。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
49	脚注の5つの自由の説明の中の「④物理的、熱の不快感からの自由」について、これは、不衛生、危険、温度、湿度、照度などなど、あらゆる不快がであるのに、「熱」だけ書いてあるのは不自然である。環境省やその他の機関の5つの自由の説明で、熱だけ特記している例はみたことがない。あらゆる不快が対象であることがわかる記載に修正すべきと考えます。	当該記載は、平成29年11月15日付環境省事務連絡「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」を踏まえて記載しております。	C
50	採卵鶏のバタリーケージ飼育を禁止してください。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
51	乳牛の繋ぎ飼育を禁止してください。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
52	妊娠ストールを廃止してください。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
53	飼っている動物が行方不明になった場合、飼い主が「探す」ことがあたりまえになるようリーフレットなどで啓発してほしい。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
54	行方不明の動物を探すリーフレットに、最寄りの保健所や警察署の電話番号が書き込めるカードタイプのものを付属してほしい。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
55	行方不明の動物の情報について、愛護団体と共有し、当該団体のホームページやTwitterを活用してほしい。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
56	譲渡後の定期調査を行うより、譲渡前にしっかりとした個別面談を行うことに力点を置くべきと考える。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C

57	所有者の明示について、販売業者以外からの譲渡による一般飼い主はマイクロチップ装着が努力義務となっているが、この努力義務について、どこかの項にもりこんではどうか。	御意見を踏まえ、以下下線部のとおり追記修正します。 施策3の施策推進の基本方向 ・ <u>令和元年の動物愛護管理法改正により新たに規定されたマイクロチップ装着等の制度について、イベント等様々な機会を捉えて啓発していきます。</u>	B
58	ペット同行避難専用の避難所を設営することが良いと考える。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
59	同行避難の準備の重要性を学ぶため、シミュレーション学習の機会を多く作ることが有効と考える。	貴重な御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
60	同行避難の事前準備の重要性について、リーフレット等を作成して周知しているほか、動物愛護週間行事等において周知を図っているとあるが、リーフレットをみたことがない。実際に周知が出来ているのか県内の飼い主へのアンケートを取り数字で示してほしい。	リーフレットは県のホームページにも掲載し周知を図っているところですが、今後も様々な機会を捉えて周知を図ってまいります。	C
61	同行避難の準備の重要性について、県ホームページやリーフレット等の各種広報媒体を活用して周知するとあるが、各種広報媒体とは何か。他県のように SNS を活用すべきではないか。	貴重な御意見として承り、今後 SNS 等を活用した周知についても検討してまいります。	C
62	動物取扱業者への立入検査は抜き打ちでの検査を求めます。	動物取扱業者に対する監視指導については、令和元年の動物愛護管理法改正による規制の強化を踏まえ、事業者への制度の周知を図るとともに、動物が適正に取り扱われるよう必要な指導を強化してまいります。 劣悪な飼養環境や過剰な飼養頭数の実態を隠ぺいしてる疑いがある場合等、事業者の状況に応じて事前通告なしに立ち入り検査を行うなど効果的な指導に取り組んでまいります。	D
63	動物取扱業者への立入調査は抜き打ちでの検査を求めます。		
64	動物取扱業者への立入調査は抜き打ちでの立入検査を求めます。		
65	動物取扱業者への「立入調査は事前通告なしに年1回以上行う」と明示すべき。		
66	動物取扱業者への立入調査において、アポイント有りの検査の場合、事業者が頭数を少なく見せる可能性があるが、その対策を示してほしい。		

67	動物取扱業者への立入調査において、アポ有りでメリットを示してほしい。		
68	生体販売業者への立入調査は、「事前通告なし」で抜き打ち訪問、確認をしてほしい。		
69	ペットショップ、ブリーダーへのアポなし立入調査の実施をしてほしい。		
70	動物取扱業者への事前通告なしの立入調査を強く要望します。		
71	岩手県の保健所が抜き打ち立入り検査をしない理由と、それぞれのメリットデメリットも公開してほしい。		
72	命を扱う業者として一何時も法を遵守した飼育方法である事が当たり前である事から抜き打ちの立入り検査を強く求めます。		
73	動物取扱業者への立入調査は、常に同じ職員としないこと、また職員が杜撰な検査を行わないよう第三者（獣医師、動物愛護団体等）の同行を求めます。	御意見ありがとうございます。動物取扱業者への立入調査は、動物愛護管理法の規定に基づき実施しているところですが、今後も同法の規定に従い、施策8の基本方向を踏まえ必要な指導の強化を図っていきます。	D
74	動物取扱業者への立入調査に、獣医師、推進員、動物愛護団体等を同行させてください。		
75	動物取扱業者への立入調査は常に同じ職員としない事を求めます。		
76	動物取扱業者への立入調査は、第三者（獣医師、動物愛護推進員、動物愛護団体等）の同行を求めます。		
77	動物取扱業者への立入調査は、第三者（獣医師、動物愛護推進員、動物愛護団体等）を同行させるべき。		
78	動物取扱業者への立入調査は、ブリーダーと馴れ合いの無い人を同行させるべき。		

79	動物取扱業者への立入調査は、第三者（獣医師、動物愛護推進員、動物愛護団体等）を同行もしくは第三者機関の調査を受けるべき。		
80	動物取扱業者への立入調査において、第三者の同行が困難な場合、代替案を考えるべき。		
81	不適切な管理を行っている動物取扱業者に対する、命令に至るまでの指導回数の明記を求めます。	令和元年の動物愛護管理法改正による規制の強化を踏まえ、必要に応じて適切に行政処分等を行ってまいります。	D
82	劣悪な業者の改善や指導を求めます。		
83	動物取扱業者への指導、勧告・命令、登録取り消しに至るまでをより厳しく迅速に行うべき。		
84	不適切な管理を行っている動物取扱業者に対する、命令に至るまでの指導回数の明記を求めます。		
85	登録取消までに段階があることから、指導の回数は一度とすることを求めます。		
86	不適切な管理を行っている動物取扱業者に対する、命令に至るまでの指導回数を明記すべき。		
87	動物取扱業者の問題が改善されないのであればすぐに業務停止ができるよう体制を整えてほしい。		
88	動物取扱業者について、指導の回数制限をし、指導の改善がない場合速やかに次の段階に上げていく事が望ましいと思います。		
89	繁殖犬や猫にもアニマルウェルフェアに基づいた飼育の指導をすべき。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
90	職員の不適切な動物愛護行政の職務が発覚した際には、県などで調査、協議すること。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
91	職員の不適切な動物愛護行政の職務が明らかな場合、罰則を条例で定めること。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D

92	県のホームページの動物愛護に関する情報に、立入検査数、苦情内部告発数、指導数、勧告数、処分数、刑事告発数等を公表すること。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
93	移動販売業者への検査を厳格で適切な検査へと改善する事とする。	移動販売業者への指導等について、動物愛護管理法等法令の規定に従い、必要な指導の強化を図ってまいります。	D
94	移動販売業者において、生体は1頭1頭異常が無いか厳しくチェックし問題があれば躊躇なくイベントを中止とする。		
95	移動販売について、業者をきちんと調べてほしい。		
96	移動販売業者において、移動販売前のチェックは複数人で1頭1頭慎重に確認をし、不適切であればイベント自体を中止する案を追加してほしい。		
97	検査責任者として担当者の名前を明確にしてほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
98	指導のみを繰り返す原因が人手や予算不足によるものなのか、業者との馴れ合いか、職員の怠慢かをしっかり調査しネグレクトを含む虐待事例には厳しく対応する事を要望します。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
99	職員の不適切な動物愛護行政の職務が発覚した際には、県などで調査、協議すること。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
100	職員の不適切な動物愛護行政の職務が明らかな場合、罰則を条例で定めること。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
101	県のホームページの動物愛護に関する情報に、立入検査数、苦情内部告発数、指導数、勧告数、処分数、刑事告発数等を公表すること。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
102	内部告発や苦情への対応にも、マニュアル、チェックリスト、データ化した共有システムを取り入れていただきますようお願いいたします。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D

103	立入り検査が適切に行われているかを第三者機関や県がチェックする体制も必要かと思います。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
104	目指す姿にある、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発について、動物取扱業者がその実施主体の一つとしての役割を果たしています。の部分詳しく知りたい。	専門的な知識や経験をもった動物取扱業者を介して、一般の飼い主へ動物愛護思想や適正飼養の普及啓発を行ってもらうものです。	D
105	今後の基本方向に動物が適正に取り扱われるよう動物取扱業者に対し必要な指導を強化します。とあるが具体的にどう強化していくのか詳しく知りたい。また、実際に本当に強化したかどうか現状県民が知る術が無い事からどのように県民へ結果報告を行うかを素案へ追加して欲しい。	立入調査や動物取扱責任者研修等を通じて、必要な指導を行っていきます。 また、御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
106	動物取扱業の指導のところですが、移動販売業者の事が書いていないので追加を希望します。今回の計画案の中に 1 移動販売業者への指導の強化 2 検査担当者の公開 3 イベント前の検査でのチェック項目の公表 の追加を希望します。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
107	動物愛護推進ボランティアの地域の偏りの解消を望む。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
108	ボランティア相互の情報交換等において、担当地域内あるいは隣接地域での研修や連携及び市町村の動物愛護担当者との連携も必要と考える。	御意見を踏まえ、地域の状況に応じ、相互の連携について検討してまいります。	C
109	「新たな動物愛護団体の育成」は、新型コロナの状況から困難と考えるので、いまは既存の団体への支援の時と考える。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D

110	動物愛護推進ボランティアがどのような活動をしているのか説明してほしい。	動物愛護推進ボランティアは、住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言、犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援や県が実施する動物愛護関連行事への協力等を行っています。	F
111	動物愛護推進ボランティアがどのような活動をしているのか記載してほしい。	御意見を踏まえ、以下下線部のとおり追記修正します。 施策9の現状の上から4行目 ・動物愛護推進ボランティアの活動は、(略)、県が実施する動物愛護関連行事への協力や適正飼養・繁殖制限措置に関する動物の飼い主への普及啓発・助言、 <u>譲渡のあつせん</u> 等、連携した活動を行っています。	B
112	「新たな動物愛護団体の育成」とは具体的にどのように行うのか説明してほしい。	各地域において、動物愛護事業に関心のある方への働きかけ等、機会を捉えて行います。	F
113	「現在活動している団体の安定的な活動支援を行う必要がある」とは具体的にどのような支援を行うのか説明してほしい。	保健所との連携による譲渡事業の推進等を支援していきます。	F
114	「動物愛護担当職員を国や関係団体等が開催する会議や研修へ派遣する機会及び人数が限られている」とは何が原因なのか説明してほしい。	会議や研修先での受け入れ人数等による場合等です。	F
115	県の動物愛護担当職員がどのような会議に行き何を学び、どのように県の動物愛護へ活かすのか、県民がわかるようホームページで公開してほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D

116	動物愛護推進ボランティアの委嘱について、人数を増やせない理由を説明してほしい。	動物愛護推進ボランティアについては、施策9の「表14 動物愛護推進ボランティア活動実績」のとおり令和2年度に増加を図っており、また、いわて県民計画(2019-2028)において、動物愛護推進ボランティアとの協働により地域に根ざした動物愛護活動に取り組むため、増やしていく計画としております。	F
117	動物愛護推進ボランティアの人数を積極的に増やすべき。	"御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	C
118	動物愛護センターの建設について、中央集権的な管理より、小さな拠点がいくつもあるという考えの方が現実的と考える。	なお、いわて県民計画(2019-2028)において、動物愛護推進ボランティアとの協働により地域に根ざした動物愛護活動に取り組むため、増やしていく計画としております。"	D
119	動物愛護センター等の設立をお願いします。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
120	動物愛護管理推進のための拠点機能の検討等において、何年までに愛護センターを作ることを目標とする、と明記しない理由を説明してほしい。	現在、検討を進めているところです。	D
121	基本方向の「いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む取組を推進します」とはどのような意味か説明してほしい。	現在、盛岡市とともに検討を進めている段階であり、本計画に明記することは困難です。	F
122	岩手県の動物愛護団体、愛護センター設立、強化をお願いしたい。	動物愛護管理法に規定されている動物愛護管理センターの業務の一つである動物の愛護の啓発活動を示したものです。	D
123	県内の保健所が管理する「抑留所」に関して、【生かす】ことを目的とした構造に増築・改造を切に望む。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
124	同時に「保健所」としても、近年特に感じてはきて、心から感謝しておりますが、保護・捕獲した命に関しては、より一層の「生かす努力」を現場の作業員の皆様も含めた関係者全員に再確認と、命への対応能力の向上に努めていただきたい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
125	岩手県の動物愛護団体、動物センターの設立強化をどうか宜しくお願い致します。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D

126	動物愛護推進ボランティアのべ活動日数について、コロナ禍で訪問活動ができない状態であり、今後も活動自体はコロナ後もしばらく減っていくと思われ、目標日数の 3500 日は無理な目標ではないか。	御意見を踏まえ、今後のコロナの状況を見据えながら、必要に応じて目標の設定について検討してまいります。	C
127	マイクロチップを装着した犬猫の登録頭数について、犬猫の寿命を考慮すると表記の数値より大きな数値を指標とすべき。	過去 5 年間の増加状況及び令和 4 年度が動物取扱業者におけるマイクロチップ装着の義務化が開始される初年度ということから、倍増としたところですが、目標の達成状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととしております。	C
128	現状 100%の所に(事前通告あり)と明記すべき。	本県では動物取扱業者への立入調査における事前通告を義務付けているものではないことから、原案どおりとさせていただきます。	D
129	岩手県の立入り調査におけるチェック項目を一般公開してほしい。	本県では動物取扱業者に対し、動物愛護管理法等の規定に基づき立入調査を行っておりますが、その調査を効果的に行う上で、チェック項目を公開する必要性は低いと考えます。	D
130	犬と猫に関して、「業者による販売を全面禁止する」事と、所有者の責任を明確にする条例を整備してほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
131	野良猫への去勢、避妊手術の助成制度を整備してほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
132	動物愛護の強化をしてほしい	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
133	動物愛護の強化をしてほしい	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
134	【ねこ】も犬同様に、【登録制】にすべき。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
135	1 家庭につきの飼育頭数の制限もすべき	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D
136	ノラネコの問題にもっと保健所が積極的になってほしい。	御意見として承り、施策等の参考とさせていただきます。	D

備考 1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
-----	-----

A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

- 3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。
- 4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。